

みやぎ復興定期便

6月号

～みやぎ復興定期便をお届けします～

県外へ避難されている皆さまへ

宮城県内の復興の動きや各種支援等の情報など、帰郷にお役立ていただく情報をお届けします。

これまでお届けした内容は下記ホームページからご覧いただけます。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/teikibin.html>

宮城県主催 県外避難者交流会のお知らせ

7月に東京と大阪で県主催の避難者交流会を開催します。県職員のほか、被災元自治体の職員も参加し、復興状況や支援制度などについて説明します。疑問点や不安に思っていることなどについて、直接お尋ねいただける機会です。県産品のお土産もご用意しておりますので、お気軽にご参加ください!

日時	内容	場所
7月12日(日) 13:00～15:00 (12:30受付開始)	大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)パフォーマンススペース (大阪市中央区大手前1-3-49、 電話 06-6910-8500)	・県や市町の復興状況等の説明 ・交流会 ・各種相談会(住宅再建相談会 他) ※内容は今後変更になる場合があります。

日時	内容	場所
7月20日(月) 13:00～15:00 (12:30受付開始)	豊島区民センター 第3～5会議室 (東京都豊島区東池袋1-20-10、 電話 03-3984-7601)	・県や市町の復興状況等の説明 ・交流会 ・各種相談会(住宅再建相談会 他) ・ハンドマッサージ、ネイルサービス等 ※内容は今後変更になる場合があります。

■お申し込み・お問い合わせ：県震災復興推進課

電話：022-211-2408 FAX：022-211-2493

メール：fukusuif2@pref.miyagi.jp

宮城県内の県営住宅への入居者を6月から募集します。

東日本大震災において被災された方は、県営住宅(※災害公営住宅とは異なります)への入居資格が緩和されています。

■県営住宅とは

宮城県が建設した賃貸住宅で、住宅にお困りの方に入居の募集を行っているものです(災害公営住宅とは異なります)。県営住宅の定期入居募集は、年4回(6月・9月・12月・3月)の各上旬に行います。

■緩和内容

①収入状況に関わらず応募できます。

県営住宅は本来、月額所得が15万8千円以下であることが応募の条件ですが、それ以上の所得がある方でも応募が可能です。

②単身で応募できます(ただし単身可能住宅に限る)

県営住宅は本来、同居する親族がいることが条件ですが(高齢者・障害者等除く)、単身の方でも応募が可能です。

■対象者

①東日本大震災によって住宅を失った方(民間賃貸住宅を含む)

②東日本大震災の被災地域で都市計画事業等の実施に伴い移転が必要となった方

■必要な書類

・住宅被災市町村が発行する住宅の滅失を証する書類(り災証明書【全壊、大規模半壊、半壊】、住宅の解体(予定)証明書【大規模半壊、半壊の方】)

・事業の施工者、認定者もしくは地方公共団体が発行する移転の必要性を証する書類

■注意事項

※県営住宅入居後は、災害公営住宅への入居申し込みができなくなります。

※県営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。

※高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で高額所得認定され住宅を明け渡していただくことになります。

※県営住宅は家賃が発生します。世帯の所得状況と立地条件・広さにより決定されます。なお、低所得の方には家賃の減免制度があります。

■申し込み用紙等の配布について

6月1日(月)から宮城県住宅供給公社、県内各市役所(区役所)、各町村役場、各ハローワークなどで配布します。郵送での受け取りを希望される方は、あらかじめ240円切手を貼付した返信用封筒を下記宛に郵送してください。

宛先：

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号ふるさとビル1階
宮城県住宅供給公社 入居管理課 宛

■申し込み

6月1日(月)～12日(金)(消印有効)に、募集案内に同封の申込用紙に必要事項を記入し、上記公社へ郵送。

■お問い合わせ

宮城県住宅供給公社 入居管理課(電話：022-224-0014)

24時間テレホンサービス(電話：022-213-1861)

県住宅課(電話：022-211-3252)

特定健康診査・後期高齢者健診のお知らせ

宮城県の一部の市町村では、東日本大震災により他地域に避難している国民健康保険及び後期高齢者医療制度に御加入の方が、避難先でも「特定健診」・「後期高齢者健診」を受けることができます。

■対象者

国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、東日本大震災発生時に以下の市町村にお住まいだった方で、住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

仙台市、石巻市、気仙沼市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、女川町、南三陸町

■受診期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日まで

■検査内容

特定健診の基本項目に沿った血圧測定、尿検査及び血液検査等

※詳細な健診項目(心電図、眼底検査、貧血検査)は医師が必要と認めた時に行います。

※市町村が独自に追加している項目やがん検診等は除かれます。

■受診の流れ

①避難元の市町村に「健診を受診したい」という連絡をしてください。(電話連絡可)

②市町村より以下のものが送付されます。

ア：受診券 イ：健診実施機関リスト ウ：昨年度の健診結果(昨年受けた方)

③「健診実施機関リスト」(同封)を確認し、受診したい健診実施機関に健診の予約を入れてください。

④予約当日、健診実施機関で健診を受診してください。

(※持参物を忘れないでください!)

⑤後日、健診実施機関から健診結果が送付されます。

■受診時に持っていくもの

①受診券(同封のもの) ②昨年度の健診結果(同封のもの) ③保険証、を健診実施機関窓口で提示してください。

※健診の自己負担額は、受診券に記載されている金額となります。

■受診上の注意

受診前日・当日の食事、服薬などについては、受診する健診実施機関にお問合せください。

■お問い合わせ

お問い合わせ先やご相談は、同封チラシ裏面に記載の避難元市町村へご連絡ください。

制度全般のお問い合わせ：県国保医療課

電話：022-211-2565

FAX：022-211-2593

メール：kokuhoi@pref.miyagi.jp

事業者向け二重債務などの相談窓口について

震災により大きな被害を受けた事業者を対象に、支援施策の紹介や事業計画の策定支援、二重債務問題への対応などを行っています。中小企業者のほか、小規模事業者、農林水産・医療福祉事業者など幅広く相談を受け付けています。

【相談機関】

宮城県産業復興相談センター(電話：022-722-3858)

東日本大震災事業者再生支援機構(電話：022-393-8550)

県商工経営支援課(電話：022-211-2744)



【気仙沼市】生鮮かつおの水揚げが始まりました。

みやぎの風景

特別児童扶養手当・児童扶養手当を受けている方へ

特別児童扶養手当と児童扶養手当の手当月額が、平成27年4月に改正されました。

■特別児童扶養手当について

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している方に対して、その児童の福祉の増進を図ることを目的として特別児童扶養手当を支給しています。扶養人数等により所得制限が設けられていますが、被災者については適用除外となる場合もありますので、詳しくは住民票のある市町村児童福祉担当課までお問合せください。

手当額は以下のとおり（平成27年4月から）

区分	1級	2級
月額	51,100円	34,030円

■児童扶養手当について

ひとり親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。手当額は以下のとおりです（平成27年4月から）

区分	児童1人の場合（月額）	児童2人以上の場合（加算額）
全部支給	42,000円	2人目：5,000円加算
一部支給	41,990～9,910円	3人目以降1人につき：3,000円加算

手当の認定を受けた方は、次のような届け出等が必要です。届け出が提出されないと、手当の支給が遅れたり、受給資格がなくなったり、場合によっては手当を返還していただくこととなりますので、忘れずに提出してください。

特別児童扶養手当		児童扶養手当	
所得状況届	受給者の方は、毎年8月11日から9月10日までの間に提出してください。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなる場合があります。	現況届	受給資格を有する方は、毎年8月1日から8月31日までの間に提出してください。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなり、再請求できなくなる場合があります。
請求書	対象児童の障害の程度に変更があったとき又は対象児童数に増減があったときに提出してください。	請求書	対象児童数に増減があったとき。
認定期間満了届	有期認定期間が満了のときに、改めて障害の認定を行います。診断書又は手帳の写しを添えて提出してください。	資格喪失届	受給資格がなくなったとき（下記注意事項に当てはまる場合）
その他の届	受給資格がなくなったとき、氏名、住所、銀行口座等の変更、受給資格者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居又は別居したときなどに提出します。	その他の届	氏名、住所、銀行口座の変更、受給資格者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居又は別居したときなど。

〈注意〉

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届け出をしないまま手当を受けていると、その期間の手当を全額返還していただくことになります。また、偽り、その他不正な方法により手当を受けていたと判断された場合には、処罰されることもあります。

特別児童扶養手当		児童扶養手当	
1	対象児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などに入所したとき	手当を受けている母又は父が婚姻したとき（婚姻届を提出してなくても、異性と同居したり、異性の頻繁で定期的な訪問などがある場合も同じ）	
2	対象児童が障害による年金を受けられるようになったとき	対象児童を監護、養育しなくなったとき（児童の婚姻や父又は母との同居、児童の施設入所など）	
3	対象児童を監護、養育しなくなったとき	遺棄されていた児童の父又は母が帰ってきたとき（安否を気づかう電話や手紙などの連絡、仕送りがあったときも同じ）	
4	対象児童が亡くなったとき	児童の父又は母の拘禁が解除されたとき	
5		対象児童が亡くなったとき	

制度全般に関する問い合わせ：各市区町村児童扶養手当・特別児童扶養手当担当課
 県子育て支援課助成支援班（電話：022-211-2532）

交流会情報

岩手県一関市社会福祉協議会からののお知らせ 一関市に避難されている皆様へ

平成27年度 ふるさとお茶っ交流会 開催予定表
 一関市社会福祉協議会では「ふるさとお茶っ交流会」の継続的な開催を通じ、参加者の意見を頂き、行事を取り入れながら、今後も皆さまが気軽に集い、お茶を飲みながらおしゃべりするなど、笑顔を増やす交流会を目指し毎月開催しております。
 今後、以下の日程で開催を予定しております。沢山の皆さまの参加をお待ちしています。

日程	主な内容	参加費	会場
6月17日(水) 10:00～14:00	お料理会	500円	一関保健センター (山目字前田13-1)

事前にお申し込みをお願いします。
★お申し込み・お問い合わせ先：一関市社会福祉協議会
 電話：0191-23-6020（菊地・佐々木・千葉） 申込み〆切：6月5日（金）
★詳しい内容は一関市社会福祉協議会のホームページをご覧ください。
http://www.ichinoseki-shakyo.com/contents/saigaisien/saigaisien_index.html

山形県へ避難されている皆さまへ 交流会のお知らせ

避難者相談・交流会を開催します！

日程	主な内容	会場
6月20日(土) 10:45～15:00	<ul style="list-style-type: none"> 被災県による説明会 避難元市町村・地域毎による交流会 支援団体・関係機関による相談ブースの設置 餅やさくらんぼなどのふるまい 木工遊び、映画上映などのイベント 託児コーナーの設置 	山形国際交流プラザ (山形市平久保100番地)

事前にお申し込みをお願いします。
★お申し込み・お問い合わせ：山形県危機管理課復興・避難者支援室
 電話：023-630-3100

宮城県内のイベント情報

5月～6月に開催される、宮城県内のイベント情報をお知らせします。

イベント名	開催月日(曜日)	会場	問い合わせ先
日和山つつじ観賞	5月中旬～6月上旬	日和山公園	石巻市産業部観光課 0225-95-1111
シャクヤクまつり	5月下旬～6月上旬 10:00～16:00	色麻町/愛宕山公園	愛宕山公園管理事務所 (農業伝習館内) 0229-65-4390
徳仙丈山つつじまつり	5月下旬～6月上旬 10:00～14:00 ※予定	徳仙丈山	気仙沼市産業部観光課 0226-22-6600
キリシタンの里まつり	6/7(日) 10:00～14:00	登米市東和町綱木農村公園・三経塚 (登米市東和町米川字東綱木211・三経塚は公園から200mほど登った雑木林の中にあります)	登米市東和総合支所 市民課 0220-53-4111
親子で自然をエンジョイ	6/20(土)～6/21(日)(1泊2日) 土曜12:30～日曜13:30	志津川自然の家	志津川自然の家 0226-46-9044
第6回 夢いちごの郷「ふれあい市」	6/7(日) 10:00～14:00	山元町農産物直売所「夢いちごの郷」駐車場	山元町農産物直売所 「夢いちごの郷」 0223-37-1115
マリンバル女川おさかな市場銀鮫・かつお祭り	6/13(土)、14(日) 10:00～15:00	マリンバル女川おさかな市場	マリンバル女川事業協同組合 0225-54-4714
七ヶ浜まるごとバーベキュー	6/20(土) 10:00～15:00 ※予定	仙台火力発電所	七ヶ浜まるごとバーベキュー開催実行委員会 (七ヶ浜町産業課内) 022-357-7443
第27回多賀城跡あやめまつり	6/24(水)～7/5(日) 10:00～16:00	多賀城跡あやめ園	多賀城跡あやめまつり実行委員会 (多賀城市商工観光課内) 022-368-1141
おおがわら梅まつり	6/28(日) 9:00～13:00	J Aみやぎ仙南・白石倉庫仙南さくら営業所	大河原町商工観光課 0224-53-2659
松島のマルシェまつりの市	6/28(日) ※予定 9:00～12:00 ※予定	文化観光交流館駐車場	松島町産業観光課産業振興班 022-354-5707
ノルディックウォーキング&シーカヤック	7/5(日) 9:00受付開始～16:00	志津川自然の家	志津川自然の家 0226-46-9044
桃生地区芸能祭・さつき盆栽展示会	6月中旬	石巻市桃生公民館	石巻市桃生公民館 0225-76-2111

市町からののお知らせ

石巻市から 復興公営住宅の事前登録をされた方へ

復興公営住宅の事前登録をされた方で、自宅を再建（賃貸住宅への入居を含む）された方や、他の再建方法により復興公営住宅へ入居されない方は、登録取り消しの手続きが必要となります。

また、入居時期が近づきましたら、入居資格審査を行います。次に該当される方は、復興公営住宅に入居できませんので、ご注意ください。

- すでに居住できる家を確保されている方
- 借家やアパートを所有している方
- 市町村民税、固定資産税および軽自動車税の滞納がある方
- 過去に入居していた公営住宅で家賃等を滞納している方
- 過去5年以内に迷惑行為等で公営住宅を退去させられた方
- 暴力団員の方

■お問い合わせ
 事前登録相談窓口（受付：9:00～17:00、土日・祝日は除く）
 専用ダイヤル 0225-90-8041、90-8042
 復興住宅課 0225-95-1111（内線：3981～3983）

名取市から 「災害公営住宅」の呼称変更について

これまで入居募集などで「災害により住宅を失った人を対象に整備する公営住宅」を「災害公営住宅」と表記していました。

平成27年3月末に下増田地区の戸建住宅への入居が始まったことから、今後は「災害」より「復興」の表現が適切であると考え、「復興公営住宅」に呼称を変更します。

ご意見をお寄せください

「ご意見等記入用紙」と「返信用封筒」を同封していただきますので、ご意見や感想などをお寄せ下さい。みやぎ復興定期便の充実に向けて活用させていただきます。また、今後の送付を希望しない場合は、「ご意見等記入用紙」でお知らせ下さい。（発行スケジュールの都合により、不要のご連絡を頂いた方にも1～2号程度続けて送付される場合があります。あらかじめご了承ください。）

